

大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 の概要について

1 大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の変更に係る背景

平成 13 年 7 月 15 日に施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）」に基づき、「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成 17 年 3 月に策定しました。その後、関係法令等の改正に合わせ、本計画の変更を行うことで、大阪市域内のポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB 廃棄物」という。）の確実かつ適正な処理を進めてまいりました。

平成 26 年 6 月、国のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「処理基本計画」という。）の変更により、高濃度 PCB 廃棄物の保管者が処分委託を行う期限として計画的処理完了期限が設けられ、近畿エリアは令和 4 年 3 月末までに処理を完了する計画でしたが、通常の高濃度 PCB 廃棄物の処理に比べて手間、時間を要するものへの対応や、計画的処理完了期限後に新たに発見された場合の対応が必要になってくることから、これらを踏まえ、令和 4 年 5 月に国の処理基本計画が変更されました。

国の処理基本計画が変更されたことを受けまして、今般「大阪市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」の変更を行いました。

2 市計画の主な変更内容

（1）国の処理基本計画の変更に伴う変更

- ・高濃度 PCB 廃棄物について、事業終了準備期間において 1 日でも早く処理対象物の処理を完遂することを追記。
- ・北九州事業エリアにおいて事業終了後に発見された大型変圧器、コンデンサー等について、大阪事業と豊田事業において処理を行うことを追記。

（2）PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の推進

- ・市域の PCB 廃棄物等の掘り起こし調査について取組内容を追記するとともに、確実かつ早期に処理が行われるよう必要な指導を行う旨を記載。